

大気汚染防止法（略称:大防法）

（昭和 43 年法律第 97 号）（令和 4 年法律第 68 号による改正）（施行日 令和 7 年 6 月 1 日）

e-Gov（法）：https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=343AC0000000097_20250601_504AC0000000068

e-Gov（施行令）：https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=343CO0000000329_20221001_503CO0000000275（令和 3 年政令第 275 号による改正）

e-Gov（施行規則）：https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346M50000500001_20260101_505M60001000010

（令和 5 年環境省令第 10 号による改正）（令和 8 年 1 月 1 日施行）

経済産業省 HP：<https://www.env.go.jp/air/osen/law/index.html>

「事業者は」で始まる条項は、4 つのみで、一般的責務規定です（第 17 条の 2、第 17 条の 14、第 18 条の 38、第 18 条の 42）。具体的な義務は、法で定められた施設（ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）を設置する者に対して課せられます。すなわち、設置届、変更届、測定、測定記録の保存などの義務が課せられます。表では、設置届の条項のみを引用しています。その他は「印刷産業のための環境関連法規集（2022 年版）」を参照してください。印刷産業では、ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設および水銀排出施設（廃棄物焼却炉）が関係します。ばい煙発生施設および揮発性有機化合物排出施設には規模要件があり、法定の対象とならない施設があります。届出の必要性はチェック用エクセルで確認してください。基準値超過の場合は、無過失責任が課せられます。また、ばい煙発生施設（ボイラー等）を設置している事業所は、事故を起こした場合第 17 条に基づき報告がしなければなりません。

この法律ではさらに、建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事を発注者に対して、元請業者が義務として行う石綿調査に協力する責務を課し、石綿が使用されている場合は「建築物等」として工事を行う 14 日前までに届け出る義務を課しています。

条項	条文	種類
第 1 条	<p>（目的）</p> <p>この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。</p>	目的
第 6 条第 1 項	<p>（ばい煙発生施設の設置の届出）</p> <p>第六条 ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙発生施設^{解釈上の注釈 1}を設置しようとするときは、環境省令^{解釈上の注釈 2}で定めるところにより、次の事項^{解釈上の注釈 3}を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>（解釈上の注釈 1）「ばい煙発生施設」は、法第 2 条第 2 項で定義。具体的な施設は、施行令別表第 1 で規定。印刷関連の主なばい煙発生施設は「印刷産業における環境関連法規集（2022 年度版）」p27 表Ⅱ-1-11 参照。</p> <p>（解釈上の注釈 2）施行規則第 8 条第 1 項。施行規則様式第 1 によって届出と規定。</p> <p>（解釈上の注釈 3）引用省略。</p>	義務 （3 月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金）
第 17 条の 2	<p>（事業者の責務）</p> <p>事業者は、この章に規定するばい煙の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴うばい煙の大気中への排出の状況を把握するとともに、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければならない。</p>	責務
第 17 条の 5	<p>（揮発性有機化合物排出施設の設置の届出）</p>	義務

第 1 項	<p>揮発性有機化合物を大気中に排出する者は、揮発性有機化合物排出施設^{解釈上の注釈 4}を設置しようとするときは、環境省令^{解釈上の注釈 5}で定めるところにより、次の事項^{解釈上の注釈 6}を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(解釈上の注釈 4)「揮発性有機化合物排出施設」は、法第 2 条第 5 項で定義。具体的な施設は、施行令別表第 1 の 2 で規定。印刷関連の施設は「印刷産業における環境関連法規集(2022 年度版)」p31 表Ⅱ-1-18 参照。</p> <p>(解釈上の注釈 5)施行規則第 9 条。施行規則様式第 2 によって届出と規定。</p> <p>(解釈上の注釈 6)引用省略。</p>	(3 月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金)
第 17 条の 14	<p>(事業者の責務)</p> <p>事業者は、その事業活動に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散の状況を把握するとともに、当該排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければならない。</p>	責務規定
第 18 条第 1 項	<p>(一般粉じん発生施設の設置等の届出)</p> <p>一般粉じん発生施設^{解釈上の注釈 7}を設置しようとする者は、環境省令^{解釈上の注釈 8}で定めるところにより、次の事項^{解釈上の注釈 9}を都道府県知事に届け出なければならない</p> <p>(解釈上の注釈 7)「一般粉じん発生施設」は、法第 2 条第 9 項で定義。具体的な施設は、施行令別表第 2 で規定。印刷産業に係わる施設はない。</p> <p>(解釈上の注釈 8)施行規則第 10 条第 1 項。施行規則様式第 3 によって届出と規定。</p> <p>(解釈上の注釈 9)引用省略。</p>	義務 (30 万円以下の罰金)
第 18 条の 6 第 1 項	<p>(特定粉じん発生施設の設置等の届出)</p> <p>特定粉じんを大気中に排出し、又は飛散させる者は、特定粉じん発生施設^{解釈上の注釈 10}を設置しようとするときは、環境省令^{解釈上の注釈 11}で定めるところにより、次の事項^{解釈上の注釈 12}を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(解釈上の注釈 10)「特定粉じん」は、法第 2 条第 8 項で定義。具体的には、施行令第 2 条の 4 で「石綿」と規定。</p> <p>(解釈上の注釈 11)施行規則第 10 の 2 条第 1 項。施行規則様式第 3 の 2 によって届出と規定。</p> <p>(解釈上の注釈 12)引用省略。</p>	義務 (3 月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金)
第 18 条の 17 第 1 項	<p>(特定粉じん排出等作業の実施の届出)</p> <p>特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令^{解釈上の注釈 13}で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの(以下この条及び第 18 条の 19 において「届出対象特定工事」という。)の発注者又は自主施工者(次項に規定するものを除く。)は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の 14 日前までに、環境省令^{解釈上の注釈 14}で定めるところにより、次に掲げる事項^{解釈上の注釈 15}を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(解釈上の注釈 13) 特定建築材料として施行令第 10 条の 2 で、「吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」と規定。</p> <p>(解釈上の注釈 14) 施行規則第 10 条の 4。施行規則様式第 3 の 5 によって届出と規定。</p> <p>(解釈上の注釈 15) 引用省略。</p>	義務 (3 月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金)
第 18 条の 28 第 1 項	<p>(水銀排出施設の設置の届出)</p> <p>水銀等を大気中に排出する者は、水銀排出施設^{解釈上の注釈 16}を設置しようとするときは、環境省令^{解釈上の注釈 17}で定めるところにより、次の事項^{解釈上の注釈 18}を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(解釈上の注釈 16)「水銀排出施設」は、法第 2 条第 14 項で定義。具体的な施設は、施行規則別表第 3 の 3 で決められている。印刷産業に係わる施設として「第 8 号 廃棄物の焼却炉」がある。</p> <p>(解釈上の注釈 17)施行規則第 10 条の 5。施行規則様式第 3 の 6 によって届出と規定</p> <p>(解釈上の注釈 18) 引用省略。</p>	義務 (3 月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金)

第 18 条の 38	(事業者の責務) 前条に規定するもののほか、 事業者は 、その事業活動に伴う水銀等の大気中への排出の状況を把握し、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようになるとともに、国が実施する水銀等の大気中への排出の抑制に関する施策に協力しなければならない。	責務規定
第 18 条の 42	(事業者の責務) 事業者は 、その事業活動に伴う有害大気汚染物質の大気中への排出又は飛散の状況を把握するとともに、当該排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講ずるようしなければならない。	責務規定
第 21 条の 2	(国民の努力) 何人も、自動車を運転し、若しくは使用し、又は交通機関を利用するに当たっては、自動車排出ガスの排出が抑制されるように努めなければならない	義務
第 25 条	(無過失責任) 工場又は事業場における事業活動に伴う健康被害物質(ばい煙、特定物質又は粉じん等、生活環境のみに係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの以外のものをいう。以下この章において同じ。)の大気中への排出(飛散を含む。以下この章において同じ。)により、人の生命又は身体を害したときは、当該排出に係る事業者は、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。	その他